

本國等の活潑なる活動と緊密なる、而かも統制ある活動を組織的に展開するためには、絶えず班の情勢は支部指導部（地區農村委員會）にまた同盟支部の活動情勢は地方同盟指導部（地方農村委員會）に、また地方同盟の全活動情勢は、黨農村委員會中央部に、それぞれ明らかに知られてゐなければならぬ。従つて、各指導部は必ず予次の當き組織を必要とする。

イ、各地方同盟指導部の組織的構成

- 一、情報部、二、組織部、三、宣傳部、
- 四、各支部指導部の構成

以上の組織を持つたのなければ本國争として失敗に導くものである。

【理由】

- 一、三千萬農民は七十億圓の負債地獄に呻吟してゐる。之れに對して國家は昭和五年度に於いて、蓄積應急資金四千萬圓、農山漁村救済資金七千萬圓、米穀應急資金三千萬圓、土地整理資金二百萬圓、中小商工救済資金五百萬圓、計一億四千七百萬圓を大藏省豫金部より支出して所謂低利融資を行つた。然し貸付額は僅か四千萬圓にすぎぬ。また昭和六年度に於いて一億六百萬圓の農村融資を決定してゐる。だが、名は農村救済低利融資なるも、昭和五年度に於いては確實なる擔保を要求してゐるが故に、この資金を事實に於いて利用し得るものは、農村の地主若しくは富裕農の經濟的に弾力性の存する者のみに限られてゐる。また昭和六年度の低賃は自治體を通じて税金完納等を條件として實質的には滞納税金補填に充當し地方財政破綻救済策としてゐる。
- 二、然るに全國農家負債七十億圓のうち六割五分は消費的負債に基く農家負債にして、生産資金負債は負債全額の三割五分にすぎぬ。

三、而かも、かかる消費的負債である。農家負債七十億圓の六割は自、小作農及び小作農（貧農）の負債であり、その債權者は地主的な高利貸、地主、富農及び肥料商である。従つてまた、之れ等の私人的負債の金利は一割乃至一割、職業的高利貸は五割以上の利子を收受してゐるのである。

四、而かも、此の借金地獄に對して、ブルジョア農業團體、帝國農會及び産業組合は、『負債整理組合』の計畫を立て、府縣農會から市町農會を通じて市町村にその整理の指導を委せて、今や全國各農村に『負債整理計畫委員會』若しくは『負債整理組合』の設置を奨励し且つ實行してゐる。

五、だが帝國農會並に産業組合等ブルジョア農業團體の計畫せる負債整理は、いづれも名は農家負債整理であるが、實は彼等の農家負債に名を騙りて政府より低賃を探り、他方農村ブルジョアジーの自己の地位の確保を期するために、負債整理組合の名に由つて、中貧農に對する自己の債權者的地位による強制的な債權引立を爲さんとするものである。それなるが故にブルジョア農業團體の計畫せる負債整理組合はいづれも、『組合員の信用、經濟状態、負債整理の可能』を加入條件としてゐる。これは取りも直ほさず、經濟的に弾力性のあるものゝ負債整理に名を騙る債權取り立機關化してゐるのである。故に、吾々はかかるブルジョア農業團體のこの計畫の正體をハッキリ知りその反動性を農民大衆の中へ投げ込み徹底的に抗爭しなければならぬ。

以上の如き客觀的諸情勢の中に今や、昭和六年の決算期も目前に迫つて來た。債權鬼はヒシ／＼と窮迫せる農民生活に押し迫らんとしてゐる。かかる重要な時期に際して、吾々は、この負債地獄脱出の應急的處置として現在の農家負債の十ヶ年据置闘争を開始し、この差迫つた窮迫状態を切抜ける以外に吾々農民大衆は途はないのである。この意味に於いて、我が黨農村委員會は、農民負債十ヶ年据置闘争を全國的に、地方農村委員會指導下に展開せんとするものである。

【參考資料】 民政黨内閣は既に資本家階級に對しては『借金棒引及び支拂猶豫』を實行せしめたのである。

實例